社会福祉法人若樹会　定款細則

第１章　総　則

（目的）

第１条　社会福祉法人若樹会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第４１条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第２章　評議員選任・解任委員会

（評議員選任・解任委員会運営規則）

第２条　定款第６条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

第３章　評議員会

（理事及び監事の出席）

第３条　議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない

２　監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（評議員会の開催）

第４条　評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

２　その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

（招集の手続）

第５条　理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1)　評議員会の日時及び場所

(2)　評議員会の目的である事項

(3)　評議員会の議案の概要

２　理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

３　前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

YAMANOI > 社会福祉・法人関係 > 定款 > 定款細則 H29.4.1より

(1)　請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2)　請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4　前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（招集の通知）

第 6 条　評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2　理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

（招集手続の省略）

第 7 条　前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2　前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

（議長）

第 8 条　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

（評議員提案権）

第 9 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3　前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

（評議員会の決議事項及び決議要件）

第 10 条　定款第 10 条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表 1 の 1 に記載のとおりとする。

2　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）

第 11 条　理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告）

第 12 条　理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

第 13 条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

(ア)　当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

(イ)　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2)　当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3)　評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4)　前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第 14 条　評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表４のとおり記載しなければならない。

２　評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1)　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項を提案した者の氏名

(3)　評議員会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

３　評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1)　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2)　評議員会への報告があったものとみなされた日

(3)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4　議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事務所は評議員会の日から五年間、備え置かなければならない。

第４章　理事会

（理事会の開催）

第 15 条 理事会は、毎会計年度に５月、９月、１月、３月の年４回以上開催する。

2　その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)社会福祉法第 45 条の 18 第３項で準用される一般社団法人及び、一般財団法人に関する法律第 101 条第２項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

(5)前号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

（招集者）

第 16 条　定款 25 条第１項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1)定款 25 条第２項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。

(2)前条第２項第３号および同条第２項第４号により理事が招集する場合。

(3)前条第２項第５号により監事が招集する場合。

2　定款第 25 条第２項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3　前条第２項第３号及び同条第２項第４号による場合は、理事が、前条第２項第５号による場合は、監事が招集する。

4　理事長は、前条第２項第３号又は同条第２項第５号前段に該当する場合は、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

（招集の手続き）

第 17 条　理事会を招集する場合は、理事会の日の１週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第 15 条第２項第１号による開催の場合は、第２号の事項を省略することができる。

(1)理事会の日時・場所
(2)理事会の目的である事項
2　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

（議長）
第 18 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
2　理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。
（理事会の決議事項）
第 19 条　定款第 24 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 1 の 2 に記載のとおりとする。

（理事による利益相反取引等の制限）
第 20 条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1)　理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
(2)　理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
(3)　本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2　理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
(1)　取引をする理由
(2)　取引の内容
(3)　取引の相手方・金額・時期・場所
(4)　取引が正当であるあることを示す参考資料
(5)　その他必要事項
3　前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（利益相反取引等の報告）
第 21 条　理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（決議方法）
第 22 条　理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2　前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）
第23条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

（報告の省略）
第24条　理事、監事（又は会計監査人）が理事、監事（又は会計監査人）の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

（監事の出席）
第25条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）
第26条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表5のとおり事項を記載しなければならない。
2　決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
(1)　決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　(1)の事項を提案した理事の氏名
(3)　決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
3　報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
(1)　報告を要しないものとされた事項の内容
(2)　報告を要しないものとされた日
(3)　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
4　議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第5章　理事長等の執行権限

（理事長等の専決事項等）

第27条　定款第24条の定める理事長の専決事項は、別表2及び別表3に記載のとおりとする。

第6章　監事

（監事の選任議案）

第28条　理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第29条　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2　監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事会への報告）

第30条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章　その他

（秘密の保持）

第31条　本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、＜会計監査人＞（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第32条　本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付　則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表１　（第４条第１項関係）

理事会要議決・要審議事項一覧

議決事項・審議事項	理事会での要議決		
	過半数の議決	２／３以上の議決	
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○	
補正予算		○	
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	
定款の変更		○	
合併		○	
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○	
重要事項で理事会において必要と認める事項	○	○	
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○		
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		
施設長の任免その他重要な人事	○		
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○		
役員報酬に関する事項	○		
その他、法人の業務に関する重要事項	○		
理事の選任・解任（評議員会が設置されていない場合）		○	

（根拠法令：法第３９条、定款準則）

別表２　（第４条第２項関係）

専決事項一覧

| 5 〔一般・人事に関する事案〕

事案＼役職名・区分		理事長	施設長		備考
		専決事項	専決事項		
1	法人業務の基本に関すること	○			※ 2
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○			
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○			
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○			
5	予算の流用・予備費の支出	○			
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○			
7	公示、公告に関すること	○			
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○			
9	訴訟に関すること	○			※ 2
10	債権の免除・効力の変更に関すること	○			※ 2
11	法人の組織及び権限に関すること	○			
12	職員の任免に関すること	○			
13	職員の配置に関すること		○		
14	有期契約職員の採用に関すること	医師 ○	所属職員 ○		※ 1
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	施設長以上	所属職員 ○		※ 1
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	施設長以上	所属職員 ○		※ 1
17	職員の初任給に関すること	施設長 ○	所属職員 ○		※ 1
18	職員の昇給・昇格基準に関すること	施設長 ○	所属職員 ○		
19	職員の昇給・昇格決定に関すること	施設長 ○	所属職員 ○		

定款＞細則別紙＞専決事項一覧　別表1-2

事案＼役職名＼区分		理事長	施設長		備考
		専決事項	専決事項		
20	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	○			
21	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○			※ 2
22	職員の人事記録及び身分証明書に関すること		○		
23	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関すること		○		
24	職員健康診断の実施に関すること		○		
25	被服貸与等に関すること		○		
26	利用者の日常の処遇に関すること		○		※ 1
27	施設設備の保守管理・物品の修理等に関すること		○		※ 1
29	薬品、給食材料の処分に関すること		○		※ 1
30	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること	重要なもの ○	軽易なもの ○		※1・2
31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○		
32	職員の研修に関すること	施設長以上 ○	○		※ 1
33	諸証明に関すること		○		
34	金融機関を指定すること	○			

（備考）※1　No.14、15、16、17、26、27、28、29、30、31、33のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決裁権限を課長・センター長に委譲することができる。

※2　専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

〔法人収入に関する事案〕

事案＼役職名・区分		理事長	施設長		備考
		専決事項	専決事項		
1	運営費等の収入に関すること	○			
2	過誤納金の充当又は還付に関すること		○		
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること		○		
4	受贈の承認・寄付に関すること	10万円以上 ○	10万円未満 ○		注 3
5	その他の収入に関すること		○		

〔法人支出に関する事案〕

事案＼役職名・区分		理事長	施設長		備考
		専決事項	専決事項		
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること	100万円以上 5,000万円未満	100万円未満		注 3
2	請負契約又は委託契約に関すること	100万円以上 5,000万円未満	100万円未満		注 3
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること		○		注 3
4	分担金、負担金等に関すること		○		注 3
5	緊急を要する物品の購入（災害・故障関係に限定）	○			注 3

注１　理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注２　本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注３　法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額以内であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。この場合、理事長は、専決せず、理事会に諮ることとする。

注４　請負又は委託については、専決であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行すること。

注５　緊急を要する物品については、故障関係に限る等事例を想定した上で設定してください。

別表３　（第４条第３項関係）　　規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決規程	理事長の専決規程	
定款細則	○		
経理規程	○		
役員・報酬及び旅費規程	○		
法人組織規程	○		
安全衛生管理規程	○		
施設運営規程	○		
重要事項説明書	○		
契約書	○		
情報公開・開示規程	○		
個人情報保護規程	○		
苦情対応制度規程	○		
危機管理対応委員会規程	○		
消防計画、応援協定	○		
就業規則（正規、有期）	○		
給与規程	○		
旅費規程	○		
育児・介護休業規則	○		
人事考課規程	○		
文書管理規程	○		
文書保存規程	○		
公印取扱規程	○		
監事監査規程	○		

役員報酬規程

社会福祉法人若樹会

社会福祉法人若樹会　役員等報酬規程

（目 的）

第１条　この規程は、社会福祉法人若樹会（以下「当法人」という）定款第８条および第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

２　この規程でいう役員等とは理事・監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

３　報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員の出席報酬）

第３条　役員が理事会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

３　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

（役員等の勤務報酬等）

第４条　役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第５条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて監査業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬）

第６条　評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、次項の報酬は支払わないものとする。

２　評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（報酬総額）

第７条　役員等の報酬は、各年度の総額が別表３の範囲を超えないように支給する。

（出張旅費）

第８条　役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人若樹会旅費規程を適用することができる。

（兼務役員等）

第９条　役員等のうち、施設として勤務し、職員として給与支給しているものには、報酬は支給しない。

（改正）

第１０条　本規程の改廃は理事会の決議を経て評議員会で決議しなければならない。

附　則

この規則は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この規則は、令和　８年　８月１２日から施行する。

別表１

名称	報酬
評議員出席報酬	５，３３０円
理事会出席報酬	５，３３０円
評議員選任・解任委員会出席報酬	５，３３０円

別表２

名称	報酬
理事及び評議員会業務報酬	５，３３０円
監事監査指導報酬	５，３３０円
評議員選任・解任委員業務報酬	５，３３０円

別表３

名称	各年度の総額(積算額)	上限
評議員	5,330 円×(7 人×4 回)＝149,240 円	１５０，０００円
役員（理事）	5,330 円×(6 人×9 回)＝287,820 円	２９０，０００円
役員（監事）	5,330 円×(2 人×8 回)＝ 85,280 円	８６，０００円
評議員選任・解任委員	5,330 円×(2 人×3 回)＝ 31,980 円	３２，０００円